

令和2年5月28日

お客様各位

岩見沢市民会館・文化センター  
館長 木村 聡

## 新型コロナウイルスの影響に伴う利用料金の返金について (対象となる期間の変更)

日ごろより弊館をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、弊館で予定していた事業又は公演を中止せざるを得なくなった場合に利用料金の返金を行っていましたが、このたび政府から発表のあった緊急事態宣言解除を受け、下記の通り「対象となる期間」を変更させていただく運びとなりました。何卒ご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### ■ 利用料金の返金について 【令和2年5月28日施行】

下記1・2いずれも該当する場合、利用料金全額を返金いたします。

##### 1. 中止(予約取消)の理由

新型コロナウイルス感染拡大を防止する目的で事業又は公演を中止した場合

※ お客様都合による中止等、その他の理由の場合は対象となりませんので予めご了承下さい。

##### 2. 対象となる期間

変更前 令和2年2月22日より「当分の間」

変更後 令和2年2月22日より令和2年8月31日までの期間ご利用予定分

※ 但し、令和2年5月31日までにご予約いただいた利用に限ります。

※ 令和2年6月1日以降に新たな施設予約をお考えのお客様は、ご利用をキャンセルされた場合、返金額の減額やキャンセル料の発生などのリスクがあることをご理解いただいた上お申込み下さい。

#### ■ 予約取消・返金の手続きについて

予約取消・返金の手続きを希望されるお客様は、下記のものをご準備いただきお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

##### 1. 使用許可書 (ご予約の際にお客様へ発行した許可書の本書)

##### 2. 領収書 (現金でお支払いいただいた際にお客様へ発行した領収書の本書)

※ まずはお電話でお問合せ下さい。

予約取消の手続き・利用料金返金の方法について打合せさせていただきます。

※ 現金による返金の場合、ご来館の際に必ず印鑑をご持参下さい。

お問合せ：0126-22-4233 岩見沢市民会館・文化センター総務課